株式会社主人公
身体拘束適正化のための指針

1. 理念

身体拘束は、メンバーの生活の自由を制限することであり、メンバーの尊厳ある生活を阻むものである。当社では、「Happy for all」の精神のもとに、メンバーの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止へ向けた意識を持ち、支援の実施に努めていく。
また、身体拘束適正化に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底をしていく。

（1）身体拘束適正化及び廃止に向けて常に努力をする。
（2）安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
（3）身体拘束を許容する考え方はしない。
（4）全員の強い意志で支援の本質を考えることにチャレンジしていく。
（5）身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
（6）メンバーの人権を最優先する。
（7）福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
（8）やむを得ない場合、メンバー、家族に丁寧に説明、同意をいただいた上で実施、
　　記録の記入徹底を行っていく。

2. 身体拘束適正化に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止
　当社においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。
（2）やむを得ず身体拘束を行う場合
　本人又は他のメンバーの生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「**切迫性・非代替性・一時性**」の 3 要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て個別支援計画書に記載の上、行う。（個別支援計画がない事業所においては、本人・家族へ説明した上で、紙面にて同意を得るものとする。）

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録について必ず記入を行い、できる限り早期に拘束を解除するよう努力をする。

(3) 日常支援における留意事項

①メンバー主体の行動・尊厳のある生活を送れるように支援に努める。

②言葉や対応等で、メンバーの精神的な自由を妨げないように努める。

③メンバーの思いを汲み取り、メンバーの意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。

④メンバーの安全を確保する観点から、メンバーの自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行わない。

万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。

⑤「やむを得ない」と身体拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらメンバーに主体的な生活をしていただけるように努める。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当社では、身体拘束の適正化及び廃止へ向けて「身体拘束適正化委員会」を設置する。

①設置目的

・施設内での身体拘束についての現状把握及び改善についての検討

・障害者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し

・身体拘束ゼロを目指して、メンバーに身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

②身体拘束適正化委員会の構成員

（代表取締役・管理者・児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者・保育士・生活支援員）

2021 年度

飯田・渡邊・雁野・粟野・池山・星野有・江村

2022 年度

飯田・ハンダ・平野・粟野・江村

2023 年度(4 月～7 月)

飯田・ハンダ・平野・池山・粟原・市川・加藤・福田・渡邊・江村

2023 年度(8 月～)

飯田・平野・池山・粟原・市川・加藤・福田・渡邊・江村

2024 年度

飯田・平野・粟野・粟原・市川・加藤・福田・渡邊・江村

2025 年度
飯田・平野・粟野・粟原・市川・渡邊・江村

③委員会の開催
・3 か月に 1 回定期開催をする。
・必要時には随時開催をする。

4. 法人における役割

(1) 代表取締役
身体拘束における諸課題の最高責任者
(2) 各施設長および管理者
身体拘束における各拠点の責任者
(3) 児童発達支援管理責任者およびサービス管理責任者および相談支援専門員
1）身体拘束適正化に向けての職員教育
2）各関係機関との連絡調整
3）本人・家族の意向に添った支援の確立
4）チーム支援の確立
5）記録の整備
(4) 保育士、児童指導員、生活支援員、職業指導員等
1）身体拘束がもたらす弊害を正確に認識する
2）メンバーの尊厳を理解する
3）メンバーの障害等による行動特徴の理解
4）メンバー個々の心身の状態を把握し基本的支援に努める
5）メンバーとのコミュニケーションを充分にとる
6）記録は正確にかつ丁寧に記録する

5. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他のメンバーの生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。
①会議の実施
3 要件のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認を行う。
②メンバー本人や家族に対しての説明
(身体拘束についての内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向け

た取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。）

③記録と再検討

（様子・ 心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。その記録は 5 年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるように整え、改善のために再検討を行う。）

④身体拘束の解除

（③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。また、その場合には、契約者・家族に報告をする。）

⑤協議の実施

（必要に応じて、身体拘束を実施した経緯、対応方法について関係職員・本人・保護者・関係機関を交えて協議を行い、今後の支援を随時検討する。）

6. 身体拘束適正化及び廃止のための職員教育・研修

支援に携わるすべての職員に対して、職員研修を以下の形で実施する。

① 定期的な教育・研修（年 1 回）の実施

② 新任者に対する身体拘束適正化及び廃止に向けて研修実施

7. 指針の閲覧について

当社の身体拘束適正化のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

8. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、職員全体で以下の点に十分に共通認識を持ち、身体拘束を無くしていくような取り組みが必要である。

・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか

・不適切な行動であるということで、安易に身体拘束をしていないか

・転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか

・サービス提供の中で、本当に緊急やむ得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の支援方法、手段はないのか

令和３年９月１日　策定
令和３年10月１日　施行
令和４年４月１日　改訂
令和５年４月１日　改訂
令和５年８月１日　改訂
令和６年４月１日　改訂
令和７年４月１日　改訂